

介護保険料が変わります

市内の高齢化率は、平成32年度に35・3割になると予想され、高齢者への福祉施策がますます重要となっております。市では「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」を理念に、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度）を策定し、保険料の基準月額を58,255円としました。

ここでは、皆さんに影響のある保険料と主な事業についてお知らせします。

☎ 高齢福祉課 ☎ 26-2111（内線163）

■ 介護保険制度

社会全体で介護を担う

介護保険制度は、少子高齢化が急速に進行する中、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです。

40歳以上の方が被保険者（加入者）となり、介護が必要となった場合、費用の一部を負担することで介護保険のサービスを利用できます。

■ 利用

サービスの利用

65歳以上の方は、日常生活を営むのに常に介護を要する状態や日常生活に支援

が必要となったとき、40歳から64歳の方は、初老期認知症や脳血管疾患などの病気（特定疾病）が原因で、要介護や要支援状態となつたときに、介護認定を受けてサービスを利用することができます。

■ 見直し

保険料の決め方

介護保険料は3年ごとに見直しており、高齢者人口の推移や今後のサービス利用量を見込み、それを運営するためにどれくらいの保険料が必要かを検討して、1人当たりの負担額を算出しています。本市の基準月額（第5段階）を58,255円として、所得に応じて段階的に定めています。

■ 保険料

保険料の納め方

65歳以上の方の保険料の納め方は年金からの天引き（特別徴収）と納付書や口座引き落とし（普通徴収）による場合に分かれます。

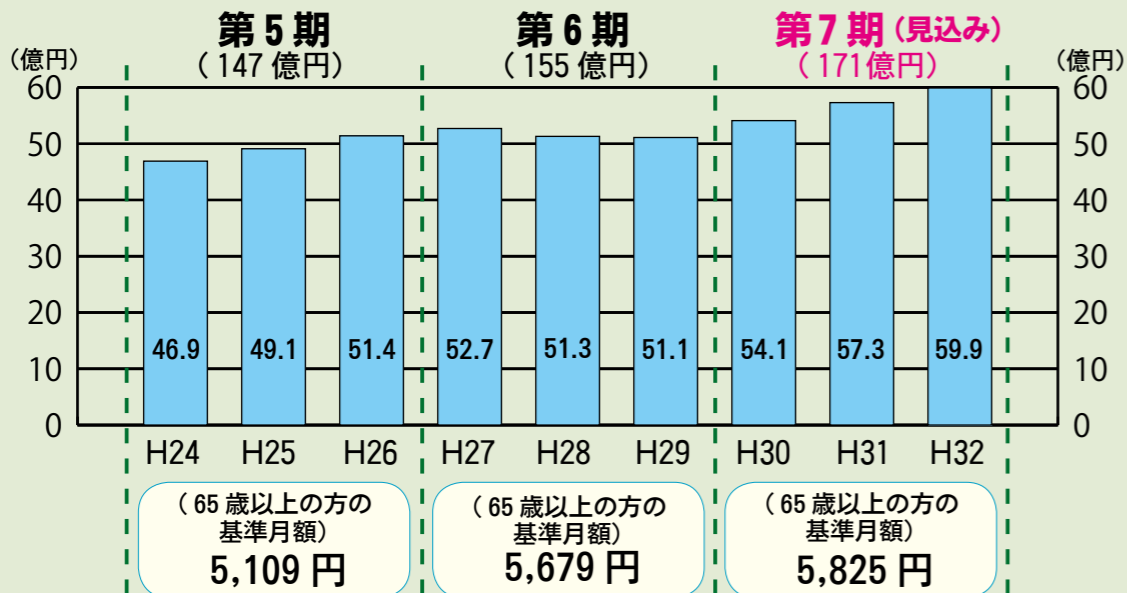
40歳から64歳の方の保険料は、市へ直接納めず、医療保険と一括して納めま

す。本年度の保険料は、6月下旬に郵送でお知らせします。

介護給付の実績と見込み

拡大する給付費と高まる介護保険料

給付費とは、介護サービスに必要なお金のうち、自己負担額を除いた金額をいいます。第7期の市の給付費は高齢者人口や認定者数の増加などから約171億円になることが予想されます。給付費が増えると、65歳以上の方が納める保険料が上がることになります。



安心と生きがいのある高齢者福祉の充実

市の高齢化が進行していくことを見据え、市民、事業所、行政それぞれが主体となって身近な地域で高齢者の生活を支え、きめ細かな支援を図っていくことで、高齢者福祉施策のさらなる推進を目指します。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の詳細は、市役所情報公開コーナーや各振興事務所、市中央図書館で閲覧できます。また市ウェブサイトでも公開しています。



▲認知症の人たちを支援するランニングイベント (RUN 祥)

■ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 四つの目標を掲げます

市は、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、生活支援や介護が必要になつても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、サービス向上など、介護保険制度の健全な運営に努めます。

● **高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす**
知識や経験を持った元気な高齢者が活躍できるよう、就業機会の拡充や地域での触れ合いの場などを通じて高齢者の社会参加を促進します。

● **高齢者がいつまでも元気に暮らす**
高齢者自身の加齢による心身の変化や健康づくりに関する知識を深めるとともに、生活習慣病予防や介護予防など、心身ともに健やかに暮らせるような予防事業を推進します。

● **住み慣れた地域で安心して暮らす**
住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送ることができるよう、地域の支え合い体制の構築や認知症予防対策を充実します。医療との連携も強化します。

● **介護を受けながら安心して暮らす**
地域で安心して住み続けることができるよう、地域密着型のサービスの提供体制の充実や要介護状態に応じた居宅サービス、施設サービスの充実、家族介護者への支援を図ります。

■ 平成30年度から32年度までの介護保険料

所得段階	所得などの条件	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 本人と世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	※27,900円
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下の人	45,400円
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	48,900円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	65,000円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	69,900円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	82,400円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	92,200円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	113,200円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	118,800円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	132,800円

※第1段階は公費を投入して保険料を軽減した額